2024
8

町からのお知らせ

〈野木町役場〉0280(57)4111代表　〈野木町公式ホームページ〉https://www.town.nogi.lg.jp/

※町の事業の申込受付は、特に指定のない限り土日祝日、年末年始を除く８時30分～17時15分
※二次元バーコードの表示がある記事については、読込の上、詳細をご確認ください。

今月の納期　【町県民税】第２期　【介護保険料】第２期
【国民健康保険税】第２期　【後期高齢者医療保険料】第２期

定額減税調整給付金のお知らせ

調整給付金の対象者には町からお知らせを送付します。詳細は町ホームページをご覧ください。

対定額減税の対象者で、減税前の税額が少なく定額減税しきれないと見込まれる方

【支給額】

確認書をご覧ください。

【手続きの流れ】

町から「確認書」を送付します。確認書の記載内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒でご返送またはオンラインで申請してください。

※対象者には８月中旬までに発送します。

【支給時期】

町が「確認書」を受理またはオンライン申請を受付した後、順次口座振込します（申請から1ヶ月程度後）。

【締め切り】

令和６年10月31日（木）

※締め切り日までに確認書の提出またはオンラインでの申請がなかった場合は支給されません（郵便は消印有効）。

問税務課　(57)4122

国民健康保険税口座振替推進期間中です！

町税等の納付には便利で安心な口座振替をお勧めしています。ぜひご利用ください。

問税務課　(57)4124

地産地消料理講習会

手作りパンと野木産野菜で食卓を彩りましょう。

日10月11日（金）10時～
所公民館調理室　対野木町在住の方
定12人（１家族２名まで）
¥１人500円（材料費）
申８月26日（月）～９月９日（月）
役場開庁時に産業振興課窓口まで直接申込む

問産業振興課　(57)4151

野木町高齢者生活応援商品券の使用期間終了のお知らせ

野木町高齢者生活応援商品券の使用期限は、令和６年８月31日（土）までです。期限が過ぎた商品券は使用ができません。使いお忘れのないようご注意ください。

【商品券が届いていない交付対象者の皆様へ】

商品券は５月中旬から５月下旬にかけて、ゆうパックで配達しましたが、郵便局から返送された商品券は野木町で保管しています。お受け取りの際は、本人確認書類をお持ちのうえ、商品券の使用期限までに下記受取場所までお越しください。また、代理受領もできますので、お受け取りの際は、代理の方の本人確認書類をお持ちのうえ、下記受取場所までお越しください。

※交付対象者：昭和24年４月１日以前に生まれた方で、令和６年５月１日現在で野木町に住民登録がある方。ただし、商品券発送日時点で、転出または亡くなられている方は除きます。

●受取場所：産業振興課商工観光係
●受取時間等：８時30分～17時15分
（土日祝日を除く）

問産業振興課　(57)4153

農地パトロール（農地利用状況調査）を実施します

農地の利用状況について、地区の農業委員や農地利用最適化推進委員が農地を見回り、調査を行うため、毎年８月頃に農地パトロールを実施しています。

調査の結果、農業委員会が遊休農地等と判断した場合には、９月から実施する農地利用意向調査の対象となります。

遊休農地になると、雑草の繁茂により病害虫や火災等の発生原因となり、隣接住民や農地に悪影響を及ぼすことにもなるので、農地の適正管理に努めるようお願いします。

今年度の農地パトロール実施日程は、下記の３日間となりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※天候等により日程が変更となる場合があります。

日８月８日（木）、15日（木）、20日（火）町内全域

問町農業委員会事務局　(57)4108